

2 川 監 公 第 2 3 号

令和 2 年 1 2 月 1 0 日

監査の結果について（公表）

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 9 9 条第 4 項及び第 7 項の規定により監査を行いましたので、同条第 9 項の規定によりその結果に関する報告を次のとおり公表します。

川崎市監査委員 寺 岡 章 二

同 植 村 京 子

同 嶋 崎 嘉 夫

同 沼 沢 和 明

1 監査の種類

定期（財務）監査

2 監査の対象

建設緑政局、区役所（道路公園センター）、市民オンブズマン事務局、選挙管理委員会事務局、監査事務局、人事委員会事務局、議会局

3 監査の範囲

令和元年度及び令和2年度の財務に関する事務の執行

4 監査の期間

令和2年9月1日から同年11月27日まで

5 監査の方法

対象部局ごとの事業実態や各執行課のリスク等を踏まえた上で、システムを活用した確認、書類審査、担当職員への質問、現地調査等の方法により行った。

6 監査の着眼点

（1）予算執行事務

予算の執行は計画的かつ効率的に行われているか。

（2）収入事務

調定、徴収及び現金取扱事務は適正に行われているか。また、債権管理事務は適切に行われているか。

（3）支出事務

違法、不当その他不適正な支出はないか。

（4）契約事務

契約の時期及び方法並びに履行確認は適正に行われているか。

（5）財産管理事務

財産の取得、処分及び管理は適正に行われているか。

7 監査委員の除斥

地方自治法第196条第1項の規定により議員のうちから選任された嶋崎嘉夫監査委員及び沼沢和明監査委員は、同法第199条の2の規定に該当する財務に関する事務の監査について除斥した。

8 監査の結果

川崎市監査基準（令和2年監査訓令第1号）に準拠し、上に述べたとおり監査した限りにおいて、おおむね適正に執行されているものと認められたが、次のとおり改善措置を要する事項があった。

財務関係法令等に基づき手続を適正に行われたい。

（1）督促手続を適正に行うべきもの

川崎市債権管理条例（平成25年条例第42号）第5条によると、市長等は、市の債権について、履行期限までに履行しない者があるときは、督促状により期限を指定して督促しなければならないとされている。

また、河川法（昭和39年法律第167号）第74条によると、河川敷占用料をその納期限までに納付しない者がある場合においては、河川管理者は、督促状により期限を指定して督促しなければならないとされている。

さらに、道路法（昭和27年法律第180号）第73条第1項によると、この法律、この法律に基づく命令若しくは条例又はこれらによってした処分により納付すべき占用料を納付しない者がある場合においては、道路管理者は、督促状によって納付すべき期限を指定して督促しなければならないとされている。

滞納債権についてみたところ、次の債権に係る督促状を発していなかった事例があった。

法令等に基づき督促手続を適正に行われたい。

ア 公園内行為使用料

(建設緑政局緑政部夢見ヶ崎動物公園)

イ 河川敷占用料

(建設緑政局道路河川整備部河川課)

ウ 道路占用料

(川崎区役所道路公園センター管理課、多摩区役所道路公園センター管理課)

(2) 不納欠損処分の手続を適正に行うべきもの

川崎市債権管理条例第8条によると、市の債権につき消滅時効が完成したときは、債権を放棄するとされており、また、川崎市金銭会計規則(昭和39年規則第31号)第58条第1項によると、債権が消滅したとき、又は債権を放棄したときは、歳入徴収者は欠損処分をしなければならないとされている。

滞納債権についてみたところ、運動施設使用料延滞金等の債権に係る不納欠損処分の手続を行っていない事例があった。

条例等に基づき不納欠損処分の手続を適正に行われたい。

(川崎区役所道路公園センター管理課、幸区役所道路公園センター管理課、中原区役所道路公園センター管理課、麻生区役所道路公園センター管理課)

(3) 徴収手続を適正に行うべきもの

川崎市準用河川占用料徴収条例(平成12年条例第29号)第3条及び川崎市下水道条例(昭和36年条例第18号)第25条並びに川崎市財産規則(昭和39年規則第33号)第25条第1項第2号によると、河川敷占用料、水路敷占用料及び調整池使用料については、占用及び使用の許可をした日から起算して30日以内に徴収し、翌年度以降につい

ては、毎年度、4月末日までに当該年度分を徴収するものとされている。

徴収手続についてみたところ、4月1日に占用及び使用の更新許可を行い4月末日までに料金を徴収すべきところ、日付を遡って処理を行い7月以降に許可書及び納入通知書を発送していた事例があった。また、許可継続分の納入通知書についても同様に処理を行っていた。

条例等に基づき徴収手続を適正に行われたい。

(建設緑政局道路河川整備部河川課)

(4) 公園内行為許可に係る手続を適正に行うべきもの

川崎市都市公園条例(昭和32年条例第6号)第3条によると、都市公園内で行為しようとする者は、市長の許可を受けなければならないとされており、川崎市都市公園条例施行規則(昭和32年規則第6号)第3条第2項によると、使用料は許可の際に徴収することとされている。

公園内行為許可に係る手続についてみたところ、使用料を徴収する前に、許可書を交付していた事例があった。

条例等に基づき公園内行為許可に係る手続を適正に行われたい。

(建設緑政局緑政部霊園事務所、同夢見ヶ崎動物公園)

(5) 予算執行伺の手続を適正に行うべきもの

川崎市予算及び決算規則(平成7年規則第10号)第23条第1項によると、歳出予算を執行するときは、あらかじめ予算執行伺を作成し、決裁を受けなければならないとされている。

謝礼金に係る事務についてみたところ、予算執行伺の手続を行わないまま、川崎市明るい選挙推進協議会の委員に対して年間の活動を依頼し、後日、日付を遡って処理していた事例があった。

規則に基づき予算執行伺の手続を適正に行われたい。

(選挙管理委員会事務局選挙部選挙課)

(6) 物品購入に係る契約手続を適正に行うべきもの

川崎市事務分掌規則（昭和47年規則第19号）第3条及び川崎市事務決裁規程（昭和41年訓令第8号）第5条第1項によると、物品の調達で定められた金額を超えるものについては原則として財政局資産管理部契約課へ契約手続を依頼しなければならないとされている。

物品購入に係る契約事務についてみたところ、一括して発注すべき物品について分割して起案し、財政局資産管理部契約課へ契約手続を依頼せずに契約していた事例があった。

規則等に基づき物品購入に係る契約手続を適正に行われたい。

（高津区役所道路公園センター管理課、宮前区役所道路公園センター管理課、麻生区役所道路公園センター管理課）

(7) 支出に関する証拠書類の取扱いを適正に行うべきもの

川崎市金銭会計規則第10条によると、支出に関する証拠書類の金額は訂正してはならないとされている。また、会計室が作成した会計事務の手引では、請求書の記載はボールペン等、筆跡の消えないものを用いることとし、内容の訂正がある場合には、訂正箇所は2本線を引きその上部に正書することとされている。

支出に関する証拠書類をみたところ、次の事例があった。

規則等に基づき支出に関する証拠書類の取扱いを適正に行われたい。

ア 請求書の金額を切り貼りにより訂正していた事例

（議会局総務部庶務課）

イ 日付が鉛筆で記載された請求書で支払の手続を行っていた事例

（人事委員会事務局任用課）

ウ 請求書の請求日を砂消しゴム又は修正テープにより訂正していた事例

（幸区役所道路公園センター管理課、中原区役所道路公園センター管

理課、議会局総務部庶務課)

(8) 前渡金の事務処理を適正に行うべきもの

地方自治法第232条の5第2項によると、支出の特例として資金前渡等の方法が認められているが、職員等による立替払は認められていない。

前渡金に係る出納事務についてみたところ、職員が出席負担金の立替払を行っていた事例があった。

法令に基づき前渡金の事務処理を適正に行われたい。

(建設緑政局緑政部夢見ヶ崎動物公園)

(9) 契約関係文書の確認を適正に行うべきもの

川崎市契約規則(昭和39年規則第28号)第30条第2項によると、契約書の作成を省略するときは、契約の履行に必要な要件を記載した請書その他これに準ずる書面を徴するものとされている。

契約関係文書をみたところ、次の事例があった。

規則に基づき契約関係文書の確認を適正に行われたい。

ア 日付の入っていない請書を徴していた事例

(川崎区役所道路公園センター管理課、多摩区役所道路公園センター管理課、人事委員会事務局調査課)

イ 内訳書が添付されていない請書を徴していた事例

(人事委員会事務局調査課)

(10) その他改善を要するもの

軽易な事項であるが、次のとおり改善措置を要する事例があった。

財務関係法令等に基づき適正な事務手続を行うとともに、再発防止に努められたい。

ア 調定手続を適正に行うべきもの

会議録有償頒布収入について、納入義務者の氏名の一部を誤って調定していた事例

(議会局議事調査部議事課)

イ 寄附の受納の決定を適正に行うべきもの

寄附の受納の決定について、専決区分が誤っていた事例

(建設緑政局総務部庶務課)

ウ 適正な会計年度区分により収入を行うべきもの

公園占用料について、調定すべき年度を誤っていた事例

(建設緑政局緑政部夢見ヶ崎動物公園)

エ 領収書の取扱いを適正に行うべきもの

証明閲覧手数料に係る領収書について、金額を訂正していた事例

(宮前区役所道路公園センター管理課)

オ 適正な会計年度区分により支出を行うべきもの

図書の購入について、支出すべき年度を誤っていた事例

(建設緑政局総務部庶務課)

カ 定期支払に係る検査確認を適正に行うべきもの

定期支払について、定められた期限内に検査確認を行っていなかった事例

(人事委員会事務局任用課)

キ 契約関係文書の確認を適切に行うべきもの

(ア) 委託業務着手届に記載された日付が契約締結日前の日付になっていた事例

(宮前区役所道路公園センター管理課)

(イ) 委託業務完了届に業務の完了年月日が記載されていなかった事例

(幸区役所道路公園センター管理課)

ク 検査確認書の作成を適正に行うべきもの

検査確認済みを証する書類を作成していなかった事例

(建設緑政局総務部庶務課、緑政部みどりの企画管理課、同夢見ヶ崎動物公園、選挙管理委員会事務局選挙部選挙課)

ケ 契約に基づく履行を適切に確認すべきもの

委託契約の成果物について、指定場所に納品された事実を確認しないまま履行確認を行っていた事例

(建設緑政局緑政部霊園事務所)

コ 物品の受入検査を適正に行うべきもの

(ア) 請書の内訳書と納品書の内容が一致していなかった事例

(中原区役所道路公園センター管理課)

(イ) 定められた期限内に受入検査を行っていなかった事例

(高津区役所道路公園センター管理課)

サ 備品の管理を適正に行うべきもの

(ア) 重要物品の増減について、会計管理者に報告していなかった事例

(建設緑政局緑政部夢見ヶ崎動物公園)

(イ) 不用の決定及び処分の決定を行わずに廃棄していた事例

(建設緑政局総務部庶務課、同企画課、緑政部みどりの企画管理課、同多摩川施策推進課、自転車利活用推進室、中原区役所道路公園センター管理課、高津区役所道路公園センター管理課、宮前区役所道路公園センター管理課)

(ウ) 所在が不明となっていた事例

(建設緑政局総務部企画課、緑政部みどりの企画管理課)

(エ) 備品とすべき物品を備品整理簿に登載していなかった事例

(建設緑政局緑政部みどりの保全整備課)

シ 消耗品等の管理を適正に行うべきもの

(ア) 印紙、切手その他消耗品及び材料について、消耗品出納簿及び材料品出納簿と実際の数量が一致していなかった事例

(建設緑政局総務部庶務課、緑政部みどりの企画管理課、同みどりの協働推進課、同多摩川施策推進課、同夢見ヶ崎動物公園、同生田緑地整備事務所、道路管理部管理課、道路河川整備部公共用地課、川崎区役所道路公園センター管理課、中原区役所道路公園センター管理課)

(イ) 消耗品出納簿への登載を省略できない灯油を登載していなかった事例

(建設緑政局緑政部多摩川施策推進課)

ス 会計職員の任命手続を適正に行うべきもの

金銭出納員及び金銭取扱員を任命していなかった事例

(建設緑政局緑政部夢見ヶ崎動物公園、道路河川整備部公共用地課)